

住所、氏名等の秘匿制度について

弁護士
大塚 智子



民事上の裁判を申し立てる際は、訴状に原告(訴えを起こす者)の氏名や住所等を記載する必要があります。訴状は、訴えた相手方(被告)に送達されるため、相手方は原告の氏名や住所等を知ることになります。そのため、例えば犯罪やDVの被害者の中には、加害者に氏名や現住所を知られて報復等を受けることをおそれ、損害賠償を請求する裁判を諦めるケースもありました。

そういった不都合に対応すべく、住所、氏名等の秘匿制度が創設されました。秘匿制度を利用することで、訴状に実際の氏名・住所ではなく、「代替氏名A」、「代替住所A」などと記載することができ、相手方に氏名や住所等を知られずに裁判を起こせるようになりました。また、それに伴い、氏名や住所等の秘匿事項等が記載された裁判記録を相手方が閲覧することを制限できるようにもなりました。

ただし、希望さえすれば全ての事件で秘匿が認められるわけではありません。具体的には、氏名や住所等が相手方

に知られることによって「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある」ことが必要です。犯罪やDVの被害者であれば、要件をみたすと判断されるケースが多いでしょう。

この秘匿制度は、民事上の裁判だけでなく、家庭裁判所で取り扱う家事事件(離婚調停や離婚訴訟等)においても利用することが可能です。

秘匿制度の詳細については、一度弁護士にご相談ください。



子供たちの部活動の環境が大きく変化しています

弁護士
阿部 太陽



今年の夏は、高校野球北海道大会が波乱の展開で、高校野球ファンや高校野球に携わる方々にとっては、エキサイティングだったかと思います。

ところで、高校野球のような学校の部活動のあり方は、近年大きく変化しています。

部活動について、旧来の学校教員による指導のみでなく、学校外部の指導者を参加させる学校も珍しくありません。平成29年(2017)には、学校教育法施行規則において、スポーツ、文化、科学等に関する教育活動の技術的な指導に携わる者として、「部活動指導員」という役割が規定されました。

平成29年以前にも、学校外部の指導者が部活動に参加する例はありましたが、部活動の最中に事故等が起きた場合の責任の所在が明確でないことが指摘され、問題になっていました。そのため、例えば、学校外部の指導者だけで大会等への引率をすることは難しいと考えられており、教員の負担軽減にはつながって

ませんでした。

新しい規則により設置された部活動指導員は、学校長の監督下に置かれることとなったため、その責任の所在はこれまでよりも明確になりました。また、学校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができるようになったため、部活動指導員単独で大会への引率等を行うことも容易となりました。

上記のような変化は、教員の負担軽減になることが期待できると同時に、子ども達にとっても、学校部活動という枠組みの中で専門家によるレベルの高い指導を受けられる点で意義があります。

しかし、まだまだ部活動指導員を採用している学校数は多くありません。現場のニーズを踏まえてより利用しやすい制度を構築するべく、継続的な検討が求められています。